|  |
| --- |
| №22-28　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022（令和4）年9月13日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 「保育所・幼稚園・認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」が開催されました 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 「保育所・幼稚園・認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」が開催されました**

令和4年9月8日、岸田首相から標題会議の設置について発言があり、翌9日に第1回会議が開催されました。

本会議は、本ニュースNo.22-26でお伝えした、9月5日に発生した静岡県の認定こども園における通園バスでの置き去りの事案を受け、保育所、幼稚園、認定こども園および特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すために設置されたものです。

主な検討課題として、下記の内容が示されています。

|  |
| --- |
| * バス送迎に当たっての安全管理マニュアル   ・ 具体的な手順、日々の活動に活用できるチェックシート  ・ 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部の組織体制  ・ 都道府県、市町村による定期的な監査体制・方法  ・ 重大事態が生じた際の在園児や保護者等に対する精神的なケア   * 万一の場合、こども自身もSOSを出せるような支援 * マニュアルの動画配信 * 園児の安全を確保する登園管理システム等の普及 * 園児の安全確保に関する送迎バスの安全装置改修 等 |

　第1回会議では、本ニュースNo.27でお伝えしている「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日付け事務連絡）および「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）」（令和4年9月6日付け事務連絡）を踏まえたバス送迎に当たっての安全管理に関する実施状況について、送迎バスを有する全ての保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部に対して緊急点検を行うこと、また、バス送迎に当たっての安全管理に関する都道府県・市町村担当課等による実地調査の実施が決定しました。

緊急点検および実地調査の内容に関しては、令和4年9月9日付けで、厚生労働省より「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査の実施について」が発出されています。

緊急点検および実地調査の内容は下記の通りです。

|  |
| --- |
| 【緊急点検の内容】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※全保協事務局抜粋）  １．対象施設：全ての保育所（認可外の居宅訪問型保育事業以外の認可外保育施設を含む。以下同じ。）、幼稚園、認定こども園（全類型）及び特別支援学校幼稚部  ※ 送迎バスを利用していない保育所等であっても回答する必要がある。  ２．回答方法（※保育所・認定こども園について）：各市町村保育主管課もしくは、各市町村認定こども園主管課から、それぞれの施設に対して調査を依頼。各都道府県担当課において取りまとめの上、提出先府省庁へ登録すること。  ３．提出期限：令和4年9月30日（金）※各都道府県担当課から提出先府省庁への登録期限 |
| 【実地調査の内容】  １．対象施設：送迎バスを有する全ての保育所、幼稚園、認定こども園（全類型）及び特別支援学校幼稚部  ２．実施期限：令和４年内目途  ３．調査項目：基本的に、緊急点検と同様の項目とする。また、緊急点検の項目に沿った当該 実地調査における留意事項について、別途お示しすることを予定している。なお、その他、必要な項目に関して、調査を行っていただいて差し支えない。  ４．実施方法  【保育所について】 認可保育所については、通例、児童福祉行政指導監査を実施する各都道府県担当部局において、域内の対象となる施設に対して実施いただきたい。なお、管内市町村において実施するなど、柔軟に対応いただいて差し支えない。  【認定こども園（全類型）について】 認定こども園については、指導監査等を実施する各都道府県・指定都市・中核市担当部局において、域内の対象となる施設に対して実施いただきたい。なお、確認監査を実施する管内市町村等と連携するなどし、柔軟に対応いただいて差 し支えない。  ５．調査結果の提出方法：実施調査の結果は、都道府県等から国へ報告いただくことを予定しているが、その提出方法については、別途お示しする。 |

　関係府省会議の内容は下記ホームページを、緊急点検および実地調査の内容は別添資料をご参照ください。

[内閣府ホーム](https://www.cao.go.jp/) >  [内閣府の政策](https://www.cao.go.jp/seisaku/seisaku.html) >  [子ども・子育て本部](https://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html) > [子ども・子育て支援新制度](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html) > [子ども・子育て会議等](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html) > [保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html) > （第1回）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/k_1/index.html>